

行 財 政

1 職員力・組織力の向上に向けた取組の推進

本市では、平成 25 年 3 月に、将来にわたって本市を支える「職員力」と、自律的に新時代を切り拓く「組織力」の更なる向上を図るため、「京都市職員力・組織力向上プラン」（平成 25～32 年度）を策定し、平成 28 年度までを前期実施計画期間と位置付け、「職員のキャリア形成を支援するための仕組みづくり」や「人事評価制度の更なる推進」、「職種別の人材育成の推進」などの取組を着実に進め、職員一人ひとりが能力開発・職員育成に本気で取り組む組織への風土改革に取り組んでいます。

また、同プランの後期期間（平成 29～32 年度）の実施計画として、平成 29 年 3 月に策定した「京都市職員力・組織力向上プラン 2nd ステージ」では、「伝える力」、「聴く力」、「受け止める力」の向上、「働き方改革」による「真のワーク・ライフ・バランス」の実践」を重点テーマに掲げており、平成 30 年度は、これまでから実施している取組項目に加え、「働き方見直しモデル職場」で得られたノウハウ等をまとめた「京都市役所版 働き方改革実践マニュアル」の全庁展開など、各種取組を着実に推進しました。プランの着実な実施により、改革の機運を更に高めるとともに、職場の隅々にまで浸透するよう、令和 2 年度も引き続き、取り組んでまいります。

2 コンプライアンスの推進

平成 21 年度に策定した「京都市職員コンプライアンス推進指針」に基づき、職員一人ひとりに「法令に従い、これを確実に守るという基本を徹底するとともに、常に「法の一般原則」に立ち返り、創造的かつ主体的に職務を遂行すること」、すなわち「コンプライアンス」の更なる浸透を図るとともに、コンプライアンス推進月間の取組等を通じて、所属における服務管理及び業務管理の点検を行っています。

さらに、平成 25 年 9 月には、「監察監」及び「統括監察員」を新設するなど、服務及び業務監察体制の強化を図っており、服務規律の遵守や適正な業務執行の徹底のため、引き続き、庁内の監察や研修の充実などに取り組んで

まいります。

また、令和 2 年度からは、新たに地方自治法に定められた内部統制制度の運用を開始し、適正な事務の確保に向けた取組を進めております。

3 災害に強いまちとひとづくり

(1) 危機管理分野

ア 危機管理体制の整備

地震・風水害といった自然災害や大規模事故だけでなく、新型コロナウイルス等の感染症、さらには、テロ災害や予期せぬ危機事象など、あらゆる危機の発生に的確に対応するため、「危機管理監」及び「防災危機管理室」を設置するとともに、危機のレベルとその対応体制、危機発生時の情報処理の基本などを明示した「京都市危機管理基本計画（危機管理対応指針）」を策定し、より迅速で、より実効性のある、全庁的な危機管理体制を構築しています。

また、この基本計画に基づき、局等が各々で所管する事務に関連する危機に具体的に対応するための「危機管理計画」を策定・運用するなど、全庁を挙げて市民の生命、身体、財産を守る体制を整備しています。

令和元年 12 月には、様々な危機事象への対策本部として、情報の収集・整理・伝達、対策の立案、決定、指示を一元的に行う「京都市危機管理センター」を京都市役所分庁舎 4 階に設置し、運用しています。

イ 国民保護のための措置に関する体制の整備等

国民保護法において、地方公共団体の国民の保護のための措置に関する責務について定められていることから、本市においても、国民保護に関する諮問機関である「京都市国民保護協議会」を設置するなど体制を整備しています。また、京都市国民保護協議会での審議や市民の皆様からの意見を踏まえ、「京都市国民保護計画」を策定し、万一の大規模テロや武力攻撃事態等から市民の生命、身体及び財産を保護するための仕組みを構築しています。

(2) 防災分野

本市では、地震被害想定の方針策定や地域防災計画の抜本的な見直しを行う

とともに、防災対策総点検で提言を受けた項目や災害対応で浮き彫りになった課題の改善策に取り組むなど防災対策を着実かつ迅速に進めています。

また、自助、共助、公助の基本理念に基づく市民、事業所、地域、行政の役割を明確にするとともに、「自らの身の安全は自らが守る」、「自らのまちは自らが守る」を基本とした市民と行政との協働による防災まちづくりを推進するとともに、災害応急活動体制等の整備拡充に取り組んできました。

平成 24 年 4 月には、有事における災害対応や復旧等を進めていくための全庁横断的な調整力・指導力の強化を図るため、防災危機管理室を消防局から行財政局へ移管するとともに、地域防災力の強化に向け、全ての区役所・支所に地域防災係長を配置しました。さらに、平成 26 年 4 月には、平成 16 年 4 月から防災危機管理室に兼職・併任としていた各局等の庶務担当部長等に加えて、全区役所・支所の地域力推進室長及び同室地域防災係長を防災危機管理室に兼職としました。

令和 2 年 4 月には、大規模災害時における被災者の救助の円滑かつ迅速な実施を図るため、災害救助法における救助実施市の指定を受けました。

ア 防災会議

京都市防災会議は、災害対策基本法第 16 条の規定に基づき設置しているもので、京都市と府や国の機関、ライフライン関係事業者などの防災関係機関で構成されています。

防災会議では、地域防災計画を作成し、毎年検討を加えて必要があると認めるときはこれを修正し、また、その実施の推進、総合防災訓練の実施及び防災に関する重要事項の審議等を行います。

イ 地域防災計画

京都市地域防災計画は、市民の生命、身体及び財産を災害から守るために、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき京都市防災会議において作成しています。

この計画は、災害の防止と被害の軽減に向けた総合的な防災対策をまとめたもので、災害時における行政と市民の役割を明確にし、地震災害をはじめ、台風や集中豪雨等による風水害、土砂災害や原子力災害などの各種災害に備えた計画としています。

ウ 災害対策本部

京都市災害対策本部は、台風や集中豪雨等による風水害や突発的に重大事故等が発生した場合又は発生するおそれがある場合、京都市域に震度 5 弱以上の地震が発生した場合などに、災害対策基本法第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき市長が設置します。防災関係機関と連携して迅速に的確な対応を行い、全庁体制で災害応急活動や復旧活動に取り組みます。

エ 第 2 次防災対策総点検

東日本大震災での教訓を踏まえ、これまでの本市の防災対策事業の成果と課題を検証し、今後の取組方向を明らかにするため、平成 23 年 6 月に防災対策総点検委員会を設置し、同年 12 月に「最終報告書」による 137 項目の提言を受けました。

本市は、直ちに 137 項目の取組に着手し、全項目において取組を進めていましたが、最終報告書から 6 年が経過した平成 29 年 7 月に、その間の災害関連法令等の改正や熊本地震等から見えてきた新たな諸課題への対応の必要性から、第 2 次防災対策総点検委員会を設置し、137 項目の各事業評価及び新たな諸課題への対応等について審議を行い、改めて本市が今後取り組むべき防災対策として 127 項目の提言を受け、全ての項目について実施しています。

このほか、平成 30 年の大阪府北部地震、7 月豪雨、台風 21 号における災害対応の総括で浮き彫りになった課題への改善策等にも取り組んでおり、「安心都市・京都」の実現に向け、更なる本市の防災対策の拡充を図っていきます。

(3) 原子力災害対策分野

ア 防災会議専門委員会（原子力部会）の設置

より専門的な知見に基づき、本市の原子力防災の推進を図るべく、平成 24 年 6 月に設置された京都市防災会議専門委員会の一つである原子力部会において、「京都市地域防災計画 原子力災害対策編」の見直し及び原子力災害対策の取組の推進について、検討や協議を行っています。

イ 「京都市地域防災計画 原子力災害対策編」の策定

平成 24 年 10 月、国の原子力規制委員会により策定された原子力災害

対策指針において、緊急防護措置を準備する区域（UPZ）が「原発から概ね半径 30km を目安とする区域」と示されたことにより、本市では大飯原発から半径 32.5km 圏内の左京区及び右京区の北部地域を UPZ と定め、平成 25 年 3 月、同指針に準拠した「京都市地域防災計画 原子力災害対策編」を策定しました。今後も、最新の科学的知見に基づき、逐次、本計画の見直し、改訂を行います。

ウ 計画に基づく原子力災害対策の実施及び強化・充実

策定した計画に基づき、国、府、原子力事業者等との連携強化、原子力災害情報の収集・伝達体制の整備、環境放射線モニタリングの強化・充実、UPZ 地域における避難マニュアルの作成、原子力災害を想定した防災訓練の実施、内部被ばく防護措置として安定ヨウ素剤の備蓄、市民に対する原子力防災に関する知識の普及・啓発など、UPZ 地域の住民はもとより、市民の生命、身体及び財産を守るため、原子力災害対策の取組を推進しています。

(4) 防災・災害情報の収集、共有及び市民への周知

ア 情報の収集及び共有

(ア) 京都市防災情報システム

市及び区災害対策本部で災害被害情報、市内河川水位及び市内雨量情報等の災害情報を共有できる京都市防災情報システムを導入しています。

(イ) オペレーションシステム等

京都市危機管理センター内に、移動式大型マルチディスプレイ 2 機を整備し、災害対策本部として収集する各種情報について、リアルタイムで必要な情報を複数選択し、同時に表示することで、対応の迅速化と情報共有の強化を図っています。

(ウ) 情報共有システム

局・区・支所等に公用端末を配備するとともに、テレビ会議システムや LINE WORKS を導入することにより、自然災害をはじめとする危機事象発生時における庁内での迅速かつ的確に情報共有できる仕組みを構築しています。

(エ) J-ALERT, Em-Net

総務省消防庁から緊急情報を受信する全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び首相官邸の危機管理センターから直接緊急情報を受信する緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）により、国民保護・危機事象等に対応するための情報収集体制を整備しています。

イ 市民への情報周知

(7) ホームページの運用

本市の防災情報の周知と緊急情報のリアルタイム発信のための防災ポータルサイト「京都市防災危機管理情報館」を運営しており、地震・水害・土砂災害ハザードマップや、雨量や河川水位のリアルタイム観測情報、気象警報、土砂災害警戒情報等のほか、発災時の避難情報等の緊急情報を発信するとともに、台風接近時の注意喚起や避難情報等、広く周知する必要のある情報については、京都市情報館の緊急情報欄にも掲載しています。

より迅速かつ多様な方法で防災情報や災害時の緊急情報を提供するため、令和2年度に、自動翻訳による多言語対応、スマートフォンへの対応などを追加した京都市防災ポータルサイトへリニューアルする予定です。

(イ) 各種インターネットサービスの利用

ソーシャルネットワークサービスである Facebook 及び Twitter で防災・災害情報を発信しています。

また、市民の積極的な投稿による情報共有手段として、気象情報会社ウェザーニューズ社との協定により「きょうと減災プロジェクト」を運営しています。

(ウ) 多メディア一斉送信システム及び避難情報伝達システムによるメッセージ配信

事前に登録された自主防災会関係者に対し、固定電話又はファクシミリにより、気象警報や避難勧告等を伝達しています。また、平成27年度からは、緊急速報メールの受信機能がある携帯電話を所持していない高齢者等の避難行動要支援者に対しても、固定電話又はファクシ

ミリにより避難勧告等の情報を伝達しています。

(イ) 大型文字表示装置による情報発信

京都駅前には設置の大型文字表示装置で気象警報、京都市の災害体制、避難情報を発信しています。

(オ) 緊急速報メール

京都市内にある携帯電話等に対して直接メッセージを一斉配信するための携帯電話会社（NTT ドコモ、ソフトバンク、KDDI、Y!mobile）のサービスを利用して人命にかかわる避難情報等を発信しています。

(カ) 避難情報案内システム

避難情報は学区単位で発令しますが、自分が住んでいる学区等が分からない市民等向けに、電話で自動音声応答システムの操作ガイダンスに従って郵便番号の入力していただくことにより、学区ごとの避難情報を案内しています。

ウ 被災者支援業務

大規模災害時に多数の「被災者」を迅速に認定するため、災害直後に行う建物被害認定調査及びデータ化、被災証明発行と発行状況の管理、被災者台帳の管理をトータルにサポートする「被災者台帳システム」を平成24年度に導入し、京都市内で局地的に大きな被害をもたらした平成25年台風第18号による災害において初めて運用しました。

また、平成30年の大阪府北部地震を踏まえ、内閣府からの通知に基づき、建物被害が一部損壊の場合に限り、現地での調査を省略し、被災された方が撮影した写真等から判定を行う「自己判定方式」を導入し、迅速な被災証明書の発行に努めています。

4 ふるさと納税・企業版ふるさと納税

平成20年度税制改正に伴う地方税法の一部改正により、新たに創設されたふるさと納税制度に基づき、個人からの寄附金収入による財源確保に取り組んでいます。

各種応援メニューを設け、京都を愛する多くの皆様の力添えをいただき、その思いを実現するとともに本市の施策を一層推進していくため、返礼品の

充実をはじめ、ふるさと納税ポータルサイトの活用など、さらなる寄附獲得に向け、取り組んでまいります。

また、令和 2 年度税制改正において、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、税制上の優遇措置が受けられる「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」が拡充され、適用期限が令和 6 年度まで延長されたことから、企業版ふるさと納税についても、寄附獲得に向け取り組んでまいります。

5 課税自主権の活用

(1) 宿泊税

平成 28 年 3 月に策定した「「はばたけ未来へ！ 京プラン」実施計画」第 2 ステージにおいて、市民の安全・安心な生活をしっかりと支え、将来にわたり必要な施策・事業を実施することができるよう、持続可能かつ機動的で、特別の財源に依存しない、景気変動等にも耐え得る足腰の強い財政の確立を図っていくこととし、そのためには、自主財源の拡充強化により、財政の自主性、安定性を高めていくことも重要であることから、「入洛客への新たな負担のあり方や超過課税等の課税自主権の活用」について検討していくこととしました。

これを受けて、平成 28 年 8 月に「京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会」を設置し、誰もが「京都に住んでいてよかった、住みたい、働きたい、訪れたい」と心から感じていただけるまちづくりを一層進めていくための、新たな財源のあり方について、新税だけでなく、より幅広く、前提条件を付すことなく、あらゆる角度から議論いただきました。

検討委員会では、行政サービスの受益に応じた負担をすべきであるという「受益と負担」の観点から、行政需要に要する費用について、入洛客にも一定の負担を求めることには合理性があるとされました。その後、関係者ヒアリングやパブリックコメントでの御意見も踏まえたうえで、検討委員会において宿泊税の創設を提案するとの答申が取りまとめられ、平成 29 年 8 月に本市に提出されました。

この答申を踏まえ、本市において具体的な制度設計を行い、平成 29 年 9 月、市会に本条例を提案し、同年 11 月に可決いただきました。その後、総務大臣の同意が得られたため、周知期間を経たうえで平成 30 年 10 月から施行しました。

本市における宿泊税は、原則として、京都市内に宿泊される全ての方を対象に課税するものです。

期限までに申告のない事業者はもとより違法民泊に対しても、申告と納入について強力な指導を行うことをはじめ、徹底した税務調査や強制徴収を実施するなど、100%徴収を目指し取組を進めてまいります。

(参考) 宿泊税の税率

一人一泊当たりの宿泊料金	税率
20,000 円未満	200 円
20,000 円以上 50,000 円未満	500 円
50,000 円以上	1,000 円

(2) 京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会

本市では、厳しい財政状況の下、新たな財源の確保が喫緊の課題となっていることから、宿泊税に続く新たな財源確保に向け、新税など課税自主権の活用をはじめとした税財源の在り方について検討するため、令和 2 年度に「京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会」を設置し、議論していただくこととしています。

この検討委員会では、当面の間は、「セカンドハウス所有者等への適正な負担の在り方」について議論を行うこととしています。

また、その後も必要に応じて、法定外税や超過課税などの課税自主権の活用やその他税制上の課題について、議論していただきます。

6 学校跡地をはじめとした保有資産の有効活用

(1) 概要

「はばたけ未来へ！ 京プラン」実施計画」を踏まえて策定した「京都

市資産有効活用基本方針」に基づき、本市として活用を検討している資産について庁内外の更なる情報共有を図るほか、資産の有効活用に係る提案を常時受け付ける「市民等提案制度」など、有効活用に向けた各取組をより一層推進することで、保有資産の有効活用を進め、自主財源の拡充強化及び地域振興の推進を図っています。

(2) 学校跡地活用

統合により生み出された学校跡地については、本市全体の発展や都心地域の再生に資する跡地活用となるよう、平成6年8月に策定した「都心部における小学校跡地の活用についての基本方針」に基づき、芸術センター、国際マンガミュージアムなど、多種多様な施設を整備してきました。

平成23年11月には、学校統合の進展や本格的な活用に至らなかった跡地の状況などに対応するため、新たに「学校跡地活用の今後の進め方の方針」を策定し、本市事業に加え、公共的・公益的な団体による事業や民間事業者による活用も可能としました。この方針に基づき、平成24年7月からは、学校跡地を長期にわたり全面的に活用する事業を対象として、民間等事業者からの提案を広く募集し、平成27年6月には、事業者のニーズを集約し、地域がより主体的に参加できる仕組みとして、「事業者登録制度」を導入しました。

現在、4校の学校跡地（元清水小学校・元立誠小学校・元白川小学校（元栗田小学校）・元植柳小学校）で事業者と土地貸付契約を締結し、さらに、元新道小学校については契約候補事業者の選定に向けたプロポーザルを進めています。

元清水小学校：宿泊施設（令和2年3月オープン）
元立誠小学校：文化・商業・宿泊の複合施設（令和2年7月オープン）
元白川小学校（元栗田小学校）：文化・宿泊の複合施設（工事中）
元植柳小学校：宿泊施設（工事中）

今後も本市の政策課題や地域の活性化に資する活用の実現に向けて取り組んでまいります。

7 公共施設マネジメントの推進

本市では、公共施設マネジメントに係る基本的な考え方や取組の方向性等を取りまとめた「京都市公共施設マネジメント基本方針」（平成 26 年 3 月）、同基本方針を具体化するための取組方策や事業等を定めた「京都市公共施設マネジメント基本計画」（平成 27 年 3 月）を策定し、効率的かつ効果的な維持修繕による長寿命化や施設保有量の最適化など、公共施設を資産として最適に維持管理し、有効活用を図る取組を全庁的に進めています。

また、本市の公共建築物のうち市営住宅及び学校施設を除いた全ての施設を対象に、施設の長寿命化と施設保有量の最適化に関して、より具体的な取組方策等を定めた「京都市庁舎施設マネジメント計画」（平成 29 年 3 月）を策定し、取組を進めています。

8 効果的かつ効率的な債権回収の推進

「「はばたけ未来へ！ 京プラン」実施計画」に「効果的かつ効率的な債権回収の推進」を掲げ、平成 29 年 3 月に京都市債権管理条例を制定し、事務処理基準の体系化及び明確化を図るとともに、債権管理対策本部の進行管理の下、適正かつ組織的・計画的な債権管理及び回収を全庁一体的に推進しています。

具体的な取組としては、専門部署による高額困難債権の集中処理、債権管理・回収に携わる職員の育成等により、債権回収の推進に取り組んでいます。

9 市庁舎整備の推進

現在の市庁舎は、昭和 2 年に本庁舎東館、昭和 6 年に本庁舎西館と西庁舎を建設し、その後、北庁舎の整備を経て今日に至っています。築 90 年を超えた本庁舎については、近代建築物として歴史的・文化的価値を有している一方で、本庁舎を含めた現市庁舎は、耐震性能の不足をはじめ、執務室の分散化や狭あい化等の多くの課題を抱えております。これらの課題を解決するとともに、大規模災害時の拠点施設としての機能を確保するなど、市民のための市役所づくりを実現することを目指し、平成 2 年度に市庁舎整備基金の積立てを開始し、市庁舎整備の取組を進めてまいりました。

その後、本市の厳しい財政状況の中で、市庁舎整備の検討を一時見送らな

ければならない時期もありましたが、平成 17 年には耐震改修促進法が改正され、地方公共団体の庁舎には、災害時における拠点施設として、耐震性能の確保が求められるようになりました。

そのため、外部有識者で構成する市庁舎整備懇談会を設置し、平成 22 年 3 月にとりまとめていただいた提言を踏まえ、平成 23 年 2 月に「現在地での整備」及び「本庁舎を耐震改修し保存・活用すること」を定め、公表しました。

このような中、平成 23 年 3 月には未曾有の大災害「東日本大震災」が発生し、その際には改めて行政機能の重要性が認識されました。また、近い将来、南海トラフ巨大地震が起こり得る可能性もあり、防災拠点としての市庁舎の整備が「待ったなし」の状況です。

このため、市民の安心・安全を守り、現市庁舎が抱える様々な課題を速やかに解消する基本的な方向性をまとめた「市庁舎整備基本構想」を平成 25 年 3 月に策定し、その基本構想を基に、より具体的な整備手法等を定めた「市庁舎整備基本計画」を平成 26 年 3 月に策定しました。

なお、構想・計画の策定にあたっては、市会海外行政調査団からも「先進の環境・エネルギー技術の導入」などの意見をいただき、それらの内容を構想・計画に反映させていただいています。

平成 26 年度から本・西・北及び分庁舎の設計等を行い、平成 27 年度及び平成 28 年度に公表した基本設計及び実施設計に基づいて、平成 29 年度に本・西及び分庁舎の建設工事に着手し、平成 31 年 3 月に西庁舎、令和元年 5 月に分庁舎が完成しました。

令和 2 年度については、引き続き本庁舎の改修工事を推進し、市民の安心・安全な暮らしを守る防災拠点として必要な耐震性能を確保するとともに、誰もが訪れやすく、利用しやすい開かれた市庁舎となるよう、引き続き取組を進めてまいります。

10 芸術大学

(1) 沿革

明治 13 年に京都府画学校として創立され、市立絵画専門学校、市立美術専門学校と変遷を経て、昭和 25 年に京都市立美術大学として開学しました。

昭和 44 年 4 月には、美術と音楽を合わせた充実した教育を行い、文化の向上発展に寄与することを目的として、市立美術大学と音楽短期大学を統合し、名称を「京都市立芸術大学」としました。

＜現在の学部，教育・研究組織＞

美術学部（美術科，デザイン科，工芸科，総合芸術学科），音楽学部（音楽学科），大学院美術研究科修士課程，大学院美術研究科博士（後期）課程，大学院音楽研究科修士課程，大学院音楽研究科博士（後期）課程，日本伝統音楽研究センター，芸術資源研究センター，附属図書館，芸術資料館

(2) 公立大学法人化

平成 24 年度からは、意思決定が早く、柔軟で自由度が高い大学運営が可能となる「公立大学法人」へ移行し、京都市で策定した「中期目標」及び芸術大学で策定した「中期計画」に基づき、教育研究の充実，創造的な人材の育成，教育研究成果の公開・発信に積極的に取り組むなど，大学改革を推進しています。

(3) キャンパスの移転整備

現在，芸術大学は，施設の狭あい化や耐震不足等の課題を抱えるとともに，より魅力と活力ある大学への変革が求められています。

そうした中，平成 25 年 3 月に，大学法人から本市に対し，現状の課題等の解決を図るとともに大学のさらなる発展を期して，大学の下京区崇仁地域への移転整備を希望する要望書が提出されました。

これを受けて，本市において検討した結果，大学の発展はもとより，京都全体のまちづくりの進展を図り，京都の都市格と魅力の向上につなげる観点から，大学を崇仁地域へ移転整備させる方針を固め，平成 26 年 1 月に公表しました。平成 29 年 3 月には，移転整備のコンセプトや事業規模，事業スケジュール等を盛り込んだ「芸術大学移転整備基本計画」を策定しました。同計画に基づき，平成 29 年 9 月から基本設計に着手し，平成 30 年 11 月に基本設計を発表しました。令和元年度に実施設計を完了し，令和 2 年度は建設工事に着手します。令和 5 年度の供用開始を目指して，引き続き，移転整備に取り組んでまいります。

11 公契約基本条例に基づく取組の推進

平成 27 年 11 月に施行した京都市公契約基本条例に基づき、公共事業の市内中小企業への発注や、市内中小企業の下請参入を本市の方針として発信し、市内中小企業の受注等の機会の増大に努めています。

また、一定の公契約の受注者等に対し、労働関係法令の遵守状況についての報告書の提出を義務付け、違反者には、その事業者名を公表する等の措置を採ることにより、公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保に取り組んでいます。

これらの公契約基本条例に基づく取組について、その実施状況を、公契約審査委員会に報告し、様々な意見を聴取しながら、引き続き取組を推進してまいります。

12 地籍調査事業

国土調査法に基づく「地籍調査」は、一筆ごとの土地について、その所有者、地番及び地目を調査し、境界を確認した後、精度の高い測量により境界及び面積を測定し、その成果を地籍図及び地籍簿に取りまとめるもので、「境界トラブルの未然防止と土地取引の円滑化」、「公共事業等のコスト縮減」、「災害復旧の迅速化」及び「固定資産税課税の適正化」等の効果があります。

本市では、上京区の出水学区をモデル地区として、地籍調査に取り組んできており、平成 23 年度及び 24 年度に、官有地と民有地や他の官有地との境界を調査する「官民境界等先行調査」を実施し、平成 25 年度からは、民有地間等の境界を調査する「一筆地調査」に着手、令和 2 年度も継続して実施しています。